(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定居宅サービス事業者等の指定の申請等)

- 第2条 法第70条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条 の2第1項の規定による指定の申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定め る様式(令和5年厚生労働省告示第331号。以下、「国指定様式」という。)に定める別紙様 式第1号(1)による指定の申請書により行うものとする。
- 2 法第70条の2第1項(第115条の11の規定において準用する場合を含む。)第86条の 2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による指定の更新の申請は、国指定 様式に定める別紙様式第1号(2)による指定の更新の申請書により行うものとする。

(指定地域密着型サービス事業者等の指定の申請等)

- **第2条の2** 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項及び第115条の 22第1項の規定による指定の申請は、国指定様式に定める別紙様式第2号(1)による指定の 申請書により行うものとする。
- 2 法第78条の12、第115条の21及び第115条の31の規定において準用する第70条 の2第1項並びに第79条の2第1項の規定による指定の更新の申請は、国指定様式に定める別 紙様式第2号(2)による指定の更新の申請書により行うものとする。

(指定特定施設入居者生活介護に係る指定の変更申請)

第3条 法第70条の3第1項の規定による変更の申請は、国指定様式に定める別紙様式第1号 (3)による変更の申請書により行うものとする。

(指定居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第4条 法第71条第1項ただし書(第78条の12及び第115条の11において準用する場合を含む。)及び第72条第1項ただし書(第78条の12及び第115条の11において準用する場合を含む。)の規定による別段の申出は、国指定様式に定める別紙様式第1号(4)による申出書により行うものとする。

(指定居宅サービス事業者等の変更の届出等)

- 第5条 法第75条第1項、第89条、第99条第1項 及び第115条の5第1項の規定による 届出のうち、変更の届出に係るものにあっては国指定様式に定める別紙様式第1号(5)による 変更の届出書により、再開の届出に係るものにあっては国指定様式に定める別紙様式第1号(6) による再開の届出書により、それぞれ行うものとする。
- 2 法第75条第2項、第99条第2項 及び第115条の5第2項の規定による休止又は廃止の 届出は、国指定様式に定める別紙様式第1号(7)による休止又は廃止の届出書により行うもの とする。

(指定地域密着型サービス事業者等の変更の届出等)

第5条の2 法第78条の5第1項、第82条第1項、第115条の15第1項及び第115条の 25第1項の規定による届出のうち、変更の届出に係るものにあっては国指定様式に定める別紙 様式第2号(4)よる変更の届出書により、再開の届出に係るものにあっては国指定様式に定める別紙様式第2号(5)による再開の届出書により、それぞれ行うものとする。

2 法第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の15第2項及び第115条の25第2項の規定による休止又は廃止の届出は、国指定様式に定める別紙様式第2号(3)による休止又は廃止の届出書により行うものとする。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等に係る指定の辞退)

第6条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、国指定様式に定める別紙様式第2号(6)による指定の辞退の届出書により行うものとする。

(介護老人福祉施設に係る指定の辞退)

第7条 法第91条の規定による指定の辞退は、国指定様式に定める別紙様式第1号(8)による 指定の辞退の届出書により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可の変更)

第8条 法第94条第2項及び第107条第2項の規定による変更の申請は、国指定様式に定める 別紙様式第1号(9)による変更の申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認申請)

第9条 法第95条及び第109条の規定による承認の申請は、国指定様式に定める別紙様式第1号(10)による承認の申請書により行うものとする。

(介護老人保健施設及び介護医療院の広告の許可の申請)

第10条 法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の規定による許可の申請は、国指定様式に定める別紙様式第1号(11)による許可の申請書により行うものとする。

(医療法の準用)

- 第11条 法第105条において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第9条第2項の規 定による届出は、別に定める様式により行うものとする。
- 2 法第105条において準用する医療法第15条第3項の規定による届出は、別に定める様式に より行うものとする。

(医療法の準用)

- 第12条 法第114条の8において準用する医療法第9条第2項の規定による届出は、別に定める様式により行うものとする。
- 2 法第114条の8において準用する医療法第15条第3項の規定による届出は、別に定める様式により行うものとする。

(指定居宅サービス事業者等の公示)

第13条 法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第104条の2、第114条の7、 第115条の10、第115条の20、第115条の30及び旧介護保険法第115条の公示は、 市報に登載して行うものとする。

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

- **第14条** 本要綱第2条から第12条の規定による申請等は、これらの条項に規定する書面による申請等に代えて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の場合において、添付書類が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 広島市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱(平成18年4月1日施行)
 - (2) 広島市指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱 (平成18年4月1日施行) (経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に前項第1号の規定による廃止前の広島市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱(平成18年4月1日)、前項第2号の規定による廃止前の広島市指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱(平成18年4月1日)及び介護保険法施行細則(平成12年広島県規則第90号)に定める様式で行われた申請その他の手続とみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。